

「令和8年度インバウンド推進事業」業務委託プロポーザル実施要領

1 業務委託名

令和8年度インバウンド推進事業

2 目的

本市は、平成23年に九州新幹線全線開通を受けて、熊本県北唯一の駅である新玉名駅が開業している。新玉名駅は、熊本県北地域の玄関口としての役割を担っており、豊富な湧出量を誇る温泉や雄大な自然など地域資源に恵まれ、観光地としての地理的条件や多数の観光素材を持ち合わせている。しかし、平成8年の宿泊者数約20万人をピークに近年の宿泊者数は約10万人前後の横ばい状態が続き、新型コロナウイルスの影響を受けた令和2～3年には、約6万人に落ち込んだ。その後、コロナ禍の収束及び円安基調等の追い風を受け、今後外国人が訪れたい国に日本が1位に選ばれるなど、インバウンドは増加傾向にある。また、特に熊本県においては、TSMC進出の影響もあり、今後一層の経済効果が期待されている。

本市では平成25年度よりいちごマラソンを軸とした香港・台湾への旅行商品造成・プロモーションを行ってきたが、令和7年の海外からの年間宿泊者数は対前年比約40%の減少となった。しかし、台湾の旅行客は増加傾向にあるため今年度も現地旅行エージェント等の関係を深め、本市ならではのコンテンツを活用し、インバウンド旅行商品の造成・販売に向けた海外向けセールスを展開することを目的とする。

3 業務委託の内容

(1) インバウンド向け旅行商品造成に向けた香港・台湾等現地エージェントとの連絡調整・手配一式

内容：ア 現地エージェントとの調整業務

イ 商品造成に係る旅行会社への協力対応

(2) 海外向けいちごマラソン大会旅行商品造成

内容：旅行商品造成に係る企画・立案・募集・催行

(3) 台湾トップセールスに伴う対応

内容：台湾における連携都市(桃園市、竹北市)へのトップセールスに伴う現地手配業務

(4) 事業実施報告書の提出

・仕様 A4縦、横書き、左綴じ(グリーン購入法に適合したもの)

・提出部数 3部

※その他、事業内で制作した成果物についても提出を行う。

4 業務委託限度金額

3,550,000円(消費税及び地方消費税を含む)

5 業務委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

6 委託予定者選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式により選定する。

7 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 玉名市工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成17年10月3日告示第103号）の規定による指名停止処分期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請している者でないこと等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。
- (6) 本業務への参加は共同提案も可能とする。ただし、共同提案は3者以内とすること。共同提案者との契約については、業務内容別の契約も可能とする。

8 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望するものは、参加表明書（様式第1号）をメールで提出すること。

9 提出物（以下のものを正本1部、副本4部提出すること）

- (1) 企画提案書の概要（様式第2号）
- (2) 令和8年度インバウンド推進事業企画提案書（様式自由） 20頁以内とし、データでの提出は認めない。
- (3) 概算見積書（様式自由）
- (4) 類似業務実績（様式自由、記載があれば会社案内でも可能）
- (5) 業務体制図（様式自由）

10 選定基準

- (1) 令和8年度インバウンド推進事業の目的を理解し、これを踏まえた関連企画内容、企画力、業務体制や実績などを総合的に勘案し、委託業者としての適格性、妥当性を評価する。
- (2) 委託料の支払いは基本的に全事業終了後、もしくは中間報告時と事業終了後の2期制での支払いとなる。そのため、時期によっては事業費を委託業者に一度負担してもらうケースが発生するが、事業費の一時的な負担は可能か否か。

1.1 スケジュール（予定）

(1) 参加表明書の受付期限	令和8年4月6日（月）17時
(2) 質問の受付期限	令和8年4月10日（金）17時
(3) 質問に対する回答	令和8年4月14日（火）
(4) 企画提案書等提出期限	令和8年4月24日（金）17時
(5) プレゼンテーション	令和8年4月28日（火）
(6) 契約締結	令和8年5月上旬

1.2 提出先

〒865-8501 玉名市岩崎163

玉名市観光物産課 観光政策係 担当：平野

1.3 質問の受付

委託業務に関する質問は末尾連絡先メールにより受け付ける。

- (1) 期限：令和8年4月6日（月）17時まで
- (2) 回答：参加表明者全員に対してメールで令和8年4月14日（火）に回答する。
- (3) 質問した上で辞退の申し出を行う場合は、電話もしくはメールでの連絡と併せ「参加辞退届」を提出すること。

1.4 委託先の選定及びプレゼンテーション

- (1) 企画が多数あった場合は、事前審査で数社を選定して、プレゼンテーションを行う。

【説明時間 20分】

※プレゼンテーション会場：玉名商工会館5階多目的ホール

(〒865-0025 玉名市高瀬 290-1)

- (2) 審査基準については、別紙「企画提案の審査について」に定める。
- (3) 観光物産課内及び関係者により厳正かつ中立に審査・評価し、最も優れた企画提案業者を契約相手先として選定する。

1.5 採否の通知

採否の結果は、プレゼンテーション終了後3日以内に、提案業者に通知する。

※問い合わせ先

玉名市観光物産課 観光政策係 （担当：平野）

TEL：0968-73-2222

FAX：0968-73-2220

メール：kanbutsu@city.tamana.lg.jp

(別紙)

企画提案の審査について

多数の参加表明があった場合、以下のとおり審査を行い、受託者を選定するものとする。

1. 1次審査

次の事項について、1次審査(書類審査)を行い、上位3者程度を選定するものとする。

分類	評価項目	配点
形式評価	・仕様書の内容に沿った提案となっているか。 ・企画提案の提出書類は分かりやすくできているか。	20点
体制評価	・本業務の遂行のために必要な実施体制(対応人数、役割分担、責任体制等)がとられ、迅速・柔軟な対応ができる体制となっているか。 ・類似業務の受託実績があるか。	20点
内容評価	・提案内容は、創意工夫に溢れ、魅力的で興味を引くようなものか。 ・提案内容は、実現可能か。実施手順、スケジュールは明確かつ妥当か。 見積り金額は適正か。	20点

※60点満点で採点

2. 2次審査

1次審査で選定された者を対象に、次の事項について、2次審査(プレゼンテーション)を行い、契約候補者を決定する。ただし、審査の結果、一定の基準を満たす提案がない場合は、契約候補者を決定しない。

なお、1次審査の得点は、2次審査には反映しない。

※100点満点で採点

分類	項目	配点
企画内容	【インバウンド向け旅行商品造成に向けた現地エージェントとの連絡調整】	
	現地エージェントとの調整	10
	商品造成に係る旅行会社への協力対応	10
	【香港・台湾向けいちごマラソン大会旅行商品造成】	
	旅行商品造成に係る企画内容及び募集・催行の方法	20
	【台湾トップセールスに伴う対応】	
	台湾における連携都市(桃園市、竹北市)へのトップセールスに伴う現地手配	10
実施体制	【独自提案】	
	仕様書の業務内容以外の独自提案	15
	【類似業務実績の内容】	
	提案内容	5
	【業務体制】	
提案内容	10	
全体評価	【概算見積】	
	費用対効果	5
	【全体評価】	
総合的に評価し持続可能な事業内容となっているか	15	
合計		100

3. 失格要件

次の場合は失格とする。

- (1)期限までに企画提案書を提出しなかった場合
- (2)本企画コンペに関する条件・提示事項に違反した場合
- (3)企画提案に関して過去の実績等の記載に虚偽があった場合

4. 費用弁償

本企画コンペに係る費用は、参加者負担とする。

5. その他

- (1)提出された提案書等は返却しない。
- (2)参加表明書提出後に辞退する場合は、「参加辞退届」（様式自由）を提出すること。
- (3)企画コンペの公正な実施を妨害するおそれがある行為は禁止する。
- (4)契約候補者が、必要な条件等に合致しない場合、契約を行わないことがある。この場合は、次点者と契約について協議することとする。